

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項』に係るまとめ」に関する意見書

2011年10月6日
日本弁護士連合会

文化庁長官官房著作権課が2011年9月26日付けで意見募集を実施した、電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項』に係るまとめ」(以下「まとめ」という。)に関し、当連合会は、以下のとおり、意見を述べる。

意見の趣旨

まとめ「1. 基本的な考え方」に記載のあるように、

- (1) デジタル・ネットワーク社会において、広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備を図るためには、所蔵資料のデジタル化を積極的に進めている国会図書館の送信サービスの在り方の検討が緊急の課題であること。
- (2) その際、図書館と民間の適切な役割分担を踏まえた上で、関係者の意見を踏まえて合意形成を図る等の環境整備を連携して行うことが重要であること。

について、いずれも、基本的に賛成である。

意見の理由

- 1 我が国のデジタル・ネットワーク社会において、国民の知への要求を充足させ、知の拡大再生産の一層の実現を図るためには、デジタル・ネットワークを通じて、広く国民が出版物にアクセスできる環境整備を図ることが重要な課題であることは、まとめ記載のとおりであるものと思料し、賛成する。

なお、この課題の検討にあたっては、

- (1) 多大な税金をもって所蔵資料のデジタル化を積極的に進めている国会図書館の送信サービスを国民にとって有効に利用するという視点と、

(2) 民間における電子書籍の流通が本格的にビジネス化されつつあるという現状を踏まえ、著作者、出版社を含めたこれら民間ビジネスを公共サービスが圧迫しないように配慮するという視点

の双方が必要である。

2 まとめ「2．国会図書館が担うべき役割について」及び「3．公立図書館等の役割について」は、基本的に、それぞれ前記二つの視点から検討されているものと解されるが、当連合会としては、これら個別論点については、今後さらに、著作者、出版社、古書流通業者等の出版文化を担う立場、電子書籍流通事業者等民間におけるデジタル・ネットワーク上の流通を図る立場、国会図書館、公共図書館を広く利用する国民の立場等、それぞれの立場から十分に検討していくとともに、関係者の合意形成を積極的に図るべきであると思料する。

また、デジタル・ネットワークにおける知の流通においては、デジタル・デバイドがさらなる社会的格差を助長拡大することになり得るため、これらデジタル・デバイドを解消するような施策が重要であるものとする。この点、障がい者、高齢者へのアクセシビリティについて十分に配慮すべき（まとめ2ページ）という意見には賛成である。

以 上